

た。また、真言宗のみならず曹洞宗にも多大な影響を与えた。袈裟は、経典の記述をもとに製作するのは非常に難しい。慈雲は、如法衣を実際に作って広める実践活動を行ったため、袈裟の正しい製作方法や色・衣材等を詳しく伝えることが可能となった。正しい袈裟の姿が日本に今日伝わっているのも、慈雲の実践が大きく影響しているといえよう。慈雲の袈裟研究と実践は、日本における袈裟のあり方や製作活動において非常に重要な意味を持っていたといえる。

慈信房善鸞上人義絶問題について

藤井 淳

慈信房（善鸞上人）義絶問題とは、親鸞が自子である慈信房を義絶したとされる問題である。一般に義絶の原因となったとされる、慈信房の行為とは、親鸞が関東より京都に戻った後、親鸞門弟の或る者が「積極的に悪をなすことこそが弥陀の救済にあずかることである」と造悪無碍を主張し、社会的問題を引き起こしたため、親鸞が慈信房を関東に派遣して鎮静化を図ろうとした。しかし慈信房は自分自身が教団を統括しようと、関東の門弟たちについて親鸞に讒言したとされる。当初、親鸞は慈信房を信用していたが、ついに慈信房の虚偽が明らかとなったので、一転して門弟側を信頼し、慈信房を義絶するにいたったとされる。以上は慈信房に対する義絶があったとされる場合の

一般的理解で、慈信房に対する義絶そのものがなされたか否かは以下に述べるように資料の解釈により、論者は文献学的立場から義絶はなかった、したがって義絶関係書簡は真作ではないとする立場に立つ。

義絶に関係する第一次資料は、親鸞真筆としては存在しないが、義絶通告状と呼ばれる『血脉文集』第二通（性信宛）と「慈信房宛義絶状」（顕智書写）である。この両書簡の真偽の信憑性を巡って様々な議論が行われてきたが、慈信房義絶の理由とされた「母の尼に対するそらごと」と「萎める花」については、梅原隆章氏が「慎重な再検討が必要」としながらも、その後、特に進展が見られてはおらず、本発表ではこの二点を問題とする。

義絶状では世間的な問題として、慈信房が母の尼に対してでたらめを言っているとされている。この個所は発見以来難解とされてきたが、その理解のためには、当時の相続問題を踏まえる必要がある。『御成敗式目』第二十二・第二十五条、『入来文書』の渋谷定仏の相続、『北条重時家訓』第二十四条などを踏まえると、当時、継母の讒言を理由とする先妻の子に対する義絶がしばしば行われ、その義絶状も偽作である可能性があったことがうかがわれる。論者は、義絶状の作成者は、関東の一般聴衆に対して慈信房の印象を悪くするために「慈信房は実の母親（恵信尼）が生きているにも関わらず、親鸞の自分（慈信房）に対する不信は継母の讒言に基づくもので、自分には非がないと周囲のものに吹聴している」としたと考える。つまり、慈信房は現に生きている恵信尼をあたかも継母のように扱って

第8部会

まで自己の非を糊塗しており、その慈信房の言動の証拠を親鸞は手許に持っている、ということを示すことで、慈信房に対する義絶が継母による讒言を理由としない、真正正銘の義絶であるように義絶状の作者は見せかけようとしている。

さらに義絶状では、慈信房は出世間的な問題でもでたらめを言っているので義絶するとしている。それは慈信房が『無量寿経』の第十八願を「萎める花」に譬え、人々に捨てさせたとき残るものである。しかし、この語は慈信房が『古今和歌集』仮名序の在原業平に対する評価「しほめる花の色なくて、にほひ残れるがごとし」を典拠に、『唯信鈔文意』などに見られる「いろもな」い「法性法身」の譬喩として用いたものと思われる。教理上、著しい逸脱とは言えず、「萎める花」の発言をもって親鸞が義絶の理由としたとは考えにくく、義絶状の作成者が門弟が典拠を知らない一般聴衆に対して用いた曲解であると考えられる。

義絶関係書簡が作られた時期については、哀愍房の主張や出現の不自然さから親鸞さらに恵信尼没後と推測される。義絶関係書状の作成者とその目的については、慈信房と対立した性信が、真仏亡き後の高田系の門弟たちの協力を取り付けながら、指導的立場にたって慈信房の追い落としを図ったものと考えられる。義絶の日付、慈信房義絶に關係する『御消息集』第十二通（真浄宛）、『御消息集』の編纂目的の検討は別の機会にて行いたい。